

第57回スーパーマーケット・トレードショー2023
出展委託業務公募型プロポーザル審査要領

第57回スーパーマーケット・トレードショー2023出展委託業務に関するプロポーザル審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「第57回スーパーマーケット・トレードショー2023出展委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

「別紙 審査基準」による

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和4年11月25日（金）9：30～（予定）

会場：高知県立県民文化ホール 第4多目的室（高知市本町4-3-30）

(2) プレゼンテーション

- ①プレゼンテーションの時間は1社25分（予定）までとします。
- ②順番は別途お知らせします。
- ③各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間15分（予定）を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「第57回スーパーマーケット・トレードショー2023出展委託業務審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。（ただし、平均点数が125点に満たない参加者を除く。）
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

「第57回スーパーマーケット・トレードショー2023出展委託業務審査基準」

審査の項目	配点	審査の視点
出展業務のコンセプト	30	事業の内容とその背景を把握し、それらに沿った取組方針が明確に記載されているか。また、どのような出展効果があるのか説得力のあるものとなっているか。
装飾等の 企画・実施計画	170	<u>外観について</u> ○来場者に高知県及び高知県産品を効果的にアピールできるよう、統一的な美観を保ち、適切な位置に訴求力の高いブースサインを設け、出展エリアの中で埋もれない特徴ある外観になっているか。
		<u>ゾーニングについて</u> ○周辺のブースや動線などを考慮し、多くの来場者が立ち寄り、ストレスなく効率的に商品情報を得られるゾーニングとなっているか。 ○ブースの特徴により出展者の配置が効果的なものとなっているか。
		<u>個別出展者の小間装飾について</u> ○来場者に対し、個別出展者の内容をわかりやすくする工夫などがみられるか。 ○出展者が出展内容をより効果的にPRできるような工夫がなされているか。 ○出展者の出入りがスムーズに行えるよう間口が適切に確保されているか。 ○十分な商談スペースが確保され、商談しやすい小間装飾となっているか。 ○新型コロナウイルス感染防止対策を講じているか。
		<u>共同施設について</u> ○適切な場所に必要最小限の共同ストックヤードを設け、有効な活用方法となっているか。 ○会期中の配布物を想定し、ストックヤード内に保管するためのスペースが確保されているか。また、出し入れのための空間が適切に確保されているか。 ○出展商品（出展者）を見込んで共同使用する調理場の確保と冷蔵冷凍庫等の備品類が適切な設置となっているか。
		<u>企画について</u> ○第57回スーパーマーケット・トレードショー2023出展委託業務概要書にある4（2）の内容に沿った企画提案となっているか。
		<u>スケジュールについて</u> 出展準備から商談会会期中、会期後の経費の徴収・支払業務までのスケジュールがスムーズな進捗を可能としているか。
業務実績	10	類似の業務実績があり、要求水準を満たす能力があるか。
実施体制	20	責任者の位置づけがあり、事業を円滑に実施できる人員・体制等が確保されているか。
業務の経費	20	見積金額の多寡